

人事評価シート DX サービス利用約款

第1章 総則

第1条 (本サービスの概要・定義)

1. このサービス利用約款 (以下「本約款」といいます。) は契約者 (次項で定義します) が、株式会社 WorkVision (以下「当社」といいます。) の提供する「人事評価シート DX」及び付随するオプションサービス (以下総称して「本サービス」といいます。) を利用するための条件を定めたものです。
2. 本サービスの対象は日本国内の法人又は団体とします。
3. 本約款において、以下の各用語は次の定義を持ちます。
 - ①申込者：本サービスの利用申込をする日本国内の法人又は団体
 - ②契約者：当社との間で利用契約が成立した申込者
 - ③本規約等：以下の各規約類により構成されます。
 - (1) 本約款
 - (2) サービス仕様書 (本サービスの提供に関して、機能や品質を定めた文書)
 - (3) サポートサービス仕様書 (サポートつきプランを選択した場合のサポート内容を定めた文書)
 - (4) 当社が契約者に通知する本サービスの機能・利用方法に関する説明、注意事項及び制限事項等
 - ④利用契約： 契約者が当社指定の方法により申込、当社がこれを承諾することにより成立します。
 - ⑤販売代理店：本サービスの利用権を販売する当社の代理店

第2章 本サービスに関する手続き

第2条 (本サービスの提供)

本サービスに対する当社の役割は、以下のとおりとします。

- ①契約者が本サービスを利用するにあたり必要な手続きを行うこと
- ②サービス仕様書に基づき、契約者に本サービスを提供すること
- ③サポートサービス仕様書に基づき、契約者から本サービスに関する問合せを受け付けること

第3条 (利用契約の成立)

1. 申込者は、本規約等に同意した上で、当社指定の方法により本サービスの利用申込を行います。
本規約等に同意できない場合、本サービスを利用することはできません。
2. 申込者は、利用申込にあたり、当社が指定する契約者の情報 (法人名、住所、電話番号、FAX 番号、代表者氏名、窓口となる担当者名・部署名・メールアドレス等、以下「契約者情報」といいます。) を提供するものと

します。

3. 当社が、利用申込を承諾したときに本サービスの利用契約が成立するものとします。
4. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用申込を承諾しないことがあります。なお、当社は、申込者の利用申込を承諾しないと判断した場合、申込者に対して、その旨を書面（電子メールを含みます。）で通知します。なお、当社は申込を承諾しない理由を開示する義務を負いません。
 - ①申込者が、申込に際して、虚偽の届出をしたとき
 - ②申込者に第3 3条（当社が行う利用契約の解除）第1項各号に該当する事由があるとき、又はそのおそれがあるとき
 - ③申込者が競合他社等、当社の事業上の秘密を調査する目的で契約を行うと当社が判断するとき
 - ④申込者が、本約款に定める義務を怠ることが合理的に見込まれるとき
 - ⑤申込者が当社及び決済代行業者らに対して料金その他の債務のいずれかの支払いを過去に怠り、もしくは現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - ⑥当社の提供する各サービスについて、申込者が過去に当社からその利用契約を解約もしくは解除され、又はサービスを停止されていたとき
 - ⑦申込者が日本国内に本サービス利用の拠点を持たないときであって、申込者の申込内容に基づく本サービス利用の拠点における本サービスの提供が、当該地域において適用される法令により禁止されるとき
 - ⑧その他、当社が本サービスの提供が適当でないと判断した場合

第4条（本サービスの利用開始日）

利用契約の成立日を本サービスの利用開始日とします。

第5条（本サービスの利用期間及び利用契約の有効期間）

1. 本サービスの利用期間及び利用契約の有効期間（以下、併せて「本サービス利用期間」という）は、契約者に適用されるサービスプラン所定のサービス提供期間とします。
2. 前項の定めにかかわらず、本サービス利用期間満了の1カ月前までに、契約者から更新しない旨の書面による申し出がない限り、本サービス利用期間満了日の翌日から起算して本サービス利用期間と同一期間、同一条件で更新されるものとし、以後も期間満了毎に同様とします。
3. サービスプランの種別はサービス仕様書等において別途提示するものとします。

第6条（契約変更）

契約者が、利用ライセンス数の変更等、契約内容の変更を希望する場合、当社所定の方法で変更手続きを行うものとします。なお、本サービス利用期間の途中で利用ライセンス数の変更・追加を行った場合、変更月以降のサービスの利用料等については、月割計算で変更するものとします。

第7条 (契約者による利用契約の解約)

本サービス利用期間中の途中解約はできません。但し、当社が書面で途中解約に同意した場合に限り、解約月から本サービス利用期間満了までの本サービスの利用料金（以下「サービス利用料」といいます。）相当額のうち未払い分を当社の定める方法により支払う（既に支払い済みの場合は返還しないものとします。）ことで、本サービス利用期間中において途中解約をすることができます。

第8条 (サービス種別)

当社が提供する本サービスの種類及びその内容は、サービス仕様書に定めるとおりとし、当社は利用契約に基づき、サービス仕様書に定める条件に従い、本サービスを提供するものとします。

第9条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款を契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合、変更日以降の契約者の利用条件その他の利用契約の内容は、変更後の約款が適用されるものとします。
2. 本約款を変更する場合には、30日間の予告期間において変更後の内容を契約者に通知するものとします。変更後の約款に同意できない契約者は、予告期間中に当社に通知することにより利用契約を解約することができます。この場合、変更月の翌月から本サービス利用期間満了までの受領済みサービス利用料は、契約者に返還するものとします。
3. 契約者が、本約款の変更後に本サービスを利用した場合、変更後の約款に同意したものとみなします。

第10条 (サービス仕様書・サポートサービス仕様書の変更)

1. サービス仕様書・サポートサービス仕様書は、予告無く変更することがあります。この場合、本サービスの提供は、変更後の仕様書によります。
2. 前項にかかわらず、仕様の変更が契約者に対して不利益(但し、軽微なものを除きます。)を生じさせると判断した場合、当社は第9条(約款の変更)第2項の手續に従い、あらかじめ契約者に通知するものとします。
3. 前項の場合、契約者は、仕様の変更後に本サービスを利用することにより、変更後の仕様に同意したものとみなします。

第11条 (通知)

1. 利用申込の承諾、前2条又はその他の事由による当社から契約者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、又は当社のウェブページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の当社2営業日後に契約者に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又は当社のウェブページへの掲載の方法により行う場合には、それぞれ電子メールの送信又はウェブページへの掲載がなされた時点で契約者に到達したものとみなすものとします。
3. 契約者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第3章 利用料

第12条（本サービスの利用料等）

1. サービス利用料と初期費用は、当社または販売代理店が別途提示する料金とします。サービス利用料は1年単位とし、契約者は第13条（サービス利用料の支払い方法）に定める方法に従い、サービス利用料等を一括前払いするものとします。
2. 契約者は、サービス利用料を第13条に定める方法で指定する期日までに支払うものとします。
3. 当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスを利用することができなくなった場合、サービス利用料の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 本サービスを利用するために必要となる通信費等（電話料金を含みます。）は、契約者の負担となります。
5. 消費税額等の税率が税法の改正により変動した場合には、改正以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算するものとします。なお、請求方法が年間一括前払い請求等により消費税率が請求時のものと役務提供時のものと異なるときは、契約者に対してその消費税率の変動によって生じる消費税額等の差額を後日請求できるものとし、契約者はこれを支払うものとします。

第13条（サービス利用料の支払い方法）

サービス利用料の支払い方法は、次のいずれか、または販売代理店を通じて支払うものとし、決済代行会社の場合は決済代行会社の利用規約に従うものとします。

① 口座振入

当社から提示する料金を当社から送付される請求書が到着した後、請求書記載の期日までに指定する金融機関の口座に振入んでお支払いください。お支払い時に必要な振入手数料、送金手数料、その他費用は契約者負担となります。

② 決済代行会社（マネーフォワードケッサイ株式会社）に対する支払い

当社では、本サービスに関する請求書の発行及び集金代行業務をマネーフォワードケッサイ株式会社に委託する場合があります。本サービスを利用する契約者は、サービス利用月の翌月第3営業日を目処にマネーフォワードケッサイ株式会社から電子データ(PDF)にて送付される請求書が到着した後、請求書記載の期日までに、指定の支払方法で支払うものとします。支払方法は口座振替・銀行振込からご選択いただくことができます。なお、銀行振込をご選択の場合、お支払い時の手数料はお客様負担となります。

第14条（サービス利用料の変更）

1. 当社は、合理的な理由を認めた場合には、サービス利用料を改定することができます。この場合、当社は、契約者に対し、30日間の予告期間をおいて変更後のサービス利用料を通知することにより、当社所定の方法でサービス利用料を変更するものとします。

2. 前項の場合、契約者は、サービス利用料の変更後に本サービスを利用することにより、変更後のサービス利用料に同意したものとみなします。

第15条（遅延損害金）

契約者が債務の支払を遅延したとき契約者は、当社に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。なお、決済代行会社を利用する場合の遅延損害金は、決済代行会社の利用規約に従うものとします。

第16条（試用）

1. 当社は、当社が定めた一定期間、本サービスを無料で提供する場合があります。
2. 本サービスを試用する者（以下「試用者」といいます。）は、第12条のサービス利用料に関わらず本サービスを利用することができますが、第12条～第15条以外の約款条項にはすべて同意するものとします。
3. 当社は、試用期間中に、試用者がクラウドデータセンター上に保存するデータ及びクラウドデータセンター上で利用するデータ等の全てを、試用者に通知することなく削除することができるものとします。
4. 利用契約上のいかなる規定にかかわらず、当社は試用期間における本サービスの提供に関していかなる補償責任も負わないものとします。

第4章 本サービスの停止及び廃止

第17条（非常時における停止）

1. 当社は、本サービスの持続可能性を実現するよう最大限の対応をするものとします。但し、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害または政府の規制等、当社の支配することのできない事由（以下、「不可抗力」といいます。）により、やむを得ず本サービスを提供できない場合には、契約者からの事前の承諾を要することなく、本サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、当社は、事前に（事前通知が困難な場合は事後合理的に可能な限り速やかに）、本サービスの停止について契約者へ通知するものとします。なお、通常のセキュリティ対策の想定を超えるような第三者による不正アクセス（コンピューターウイルスの混入を含む）が生じた場合も、上記の不可抗力に含まれるものとします。
2. 前項の不可抗力を原因として本サービスの提供を停止した場合であって、当社が本サービスの復旧のために合理的に可能な限り努力を行ったにもかかわらず、本サービスの復旧が不可能と判断した場合には、契約者に対して通知することにより、本サービスを直ちに廃止することができるものとします。
3. 当社は、前各項により本サービスを提供できなかったことに関して契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第18条（当社の事情による停止）

1. 当社は、運用上又は技術上の支障が生じた場合、契約者への事前の通知を要することなく、本サービスの提供を停止することができるものとします。当社は、本サービスの停止について事前通知が困難な場合は、事後合

理的に可能な限り速やかに契約者へ通知するものとします。

2. 当社は、必要がある場合、契約者に対して協力を依頼することができるものとし、契約者は合理的な範囲でこれに応じるものとします。
3. 当社は、本サービスに関する定期点検や技術的な改変・アップグレードを行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に停止（以下「計画停止」といいます。）できるものとします。計画停止は、サービス仕様書に定めます。

第19条（本サービスの廃止）

1. 当社は、当社の判断により本サービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止日の6ヶ月前までに契約者に通知し、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
2. 当社は、本サービスの全部又は一部を廃止する場合、すでに支払われている利用料金のうち、廃止する本サービスに関して提供しない日数に対応する額を月割り計算にて返還するものとします。
3. 当社は、本サービスの全部又は一部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合でも、一切責任を負わないものとします。

第5章 契約者の義務（遵守事項）

第20条（本サービス利用に関する責任）

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを通じて契約者が発信した情報、その他本サービスを利用した契約者の行為及びその結果については、契約者が一切の責任を負い、当社に対していかなる不利益も与えないものとします。
3. 契約者は、契約者の責めに帰すべき事由により当社に対して損害を与えた場合、当社に対して当該損害を賠償するものとします。
4. 契約者による本サービスの利用に関し、契約者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害が発生した場合において、当社らが当該第三者から裁判上もしくは裁判外を問わず損害賠償の請求を受け、和解金、解決金、損害賠償金その他名目の如何を問わず当該第三者に対して金員を支払った場合には、紛争の解決に要した費用を含めすべて契約者が負担し、契約者は当社の求償に応じるものとします。

第21条（ID及びパスワード）

1. 契約者は、本サービスを利用するために当社が提供するID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。契約者は、ID及びパスワードを漏洩、紛失した場合、及びID及びパスワードを第三者によって不正に使用(以下「不正使用」といいます。)

された場合、直ちに当社に届け出るものとします。

2. 当社は、ID及びパスワードの漏洩、不正使用から生じた損害について一切責任を負わないものとします。但し、当該漏洩又は不正使用が当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
3. ID及びパスワードの不正使用により本サービスが利用された場合でも、当該行為は、契約者による利用とみなされるものとし、契約者はかかる利用に対するサービス利用料の支払い、その他一切の債務を負担するものとします。また、当該行為により当社らが損害を被った場合、契約者は当該損害を賠償するものとします。但し、当該不正使用が当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
4. 契約者の本サービスの利用に対するセキュリティを確保するため、当社は、緊急の場合を含むいかなる場合であっても、電話によるID及びパスワードの確認又は再発行の請求には応じないものとします。紛失等によりID及びパスワードの確認又は再発行が必要な場合は、契約者は、当社が別途定める方法によりこれを請求するものとします。

第22条（ネットワークの接続）

契約者は、契約者の責任と費用において、端末機器等のハードウェア、インターネット接続回線等の設備の確保等、本サービスの利用に必要な環境を整備するものとします。

第23条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ①第三者または当社の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ②第三者または当社の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ③第三者または当社の名誉、信用を毀損し、または誹謗中傷する行為
- ④第三者または当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
- ⑤関係法令もしくは公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為
- ⑥契約者情報に虚偽事項を記載する行為
- ⑦受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメールを送信する行為
- ⑧受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメールを送信する行為
- ⑨再販等、利益目的で自己の事業において利用する行為
- ⑩他人になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑪猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を保管、または送信する行為
- ⑫ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を保管、または送信する行為
- ⑬リバースエンジニアリング、逆アセンブルあるいは逆コンパイルその他の方法により解析を行うこと、第三者にさせること
- ⑭犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
- ⑮売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為

- ⑯当社もしくは他社の設備の利用もしくは運営、または他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為または与えるおそれがある行為
- ⑰前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
- ⑱その他、本規約の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為

第6章 免責事項等

第24条 (免責)

1. 当社は、本約款に定めるものを除き、明示的であると黙示的であるとを問わず、以下の各号及び、その他契約者による本サービスの利用について一切の保証を行いません。
 - ①本サービスの利用に起因して契約者の電子機器に不具合や障害が生じないこと
 - ②本サービスの正確性及びシステムの完全性
 - ③本サービスの永続性
 - ④本サービスが契約者の特定の目的に適合すること
 - ⑤契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則などへ適合すること
2. 当社は、本サービスの利用により生じる結果及び本サービスを用いて行った行為の結果について、契約者に対して一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、通信回線や移動体通信機器の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、システムの過負荷及びシステムの不具合によるデータの破損・紛失に関して、一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、契約者が本約款に違反したことによって生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
5. 本条第2項から第3項の規定は、当社に故意又は重過失がある場合には適用しません。

第25条 (データ等の保管及びバックアップ)

当社は、本サービス基盤の障害復旧用として原則3世代のバックアップデータの取得を行います。但し、契約者単位での復旧は行いません。

第26条 (契約者データの取扱い)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者データにアクセスすることができるものとします。

- ①本サービスの安定的な提供ならびに問題の防止及び対応のための作業を実施する場合
利用ライセンス数の確認及び第23条(禁止事項)の遵守状況の確認を含みます。
- ②前条の定めに基づいてバックアップを実施する場合
- ③法令に基づく又は権限のある公的機関から開示要請があった場合
- ④契約者の書面(電子メールを含みます。)による承諾を得た場合

第27条 (利用契約終了後の措置)

当社は、終了事由の如何にかかわらず利用契約が終了した場合、契約者保有データを契約者に通知することなく削除できるものとします。なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第7章 一般条項

第28条 (損害賠償)

1. 契約者は、本規約等の各条項のいずれかに違反したことにより当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むが、これに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。
2. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により本規約等に定める義務に違反したことが直接の原因で契約者に現実に生じた通常の損害を賠償する責任を負うものとします。但し、当該賠償の累計総額は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、債務不履行、不法行為等請求原因の如何にかかわらず当該損害の発生日から起算して過去12ヶ月間に契約者が支払ったサービス料金を限度とします。

第29条 (秘密保持義務)

1. 契約者及び当社は、利用契約の遂行により互いに知り得た相手方の業務上または技術上の情報（以下「秘密情報」といいます。）について、第三者（当社の再委託先を除きます。）に開示または漏洩しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。
 - ①秘密保持義務を負うことなく、既に自ら所有していたもの
 - ②利用契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知または公用となったもの
 - ③正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負わずに入手したもの
 - ④相手方から提供を受けた情報を使用せず、独自に開発、創造したもの
2. 本条の秘密保持義務は利用契約終了後3年間有効に存続するものとします。
3. 契約者及び当社は、秘密情報を利用契約の遂行に必要な限度を超えての複製もしくは複写または利用契約以外での使用もしくは利用をしてはならないものとします。契約者及び当社は、本項に従い秘密情報を複製または複写した情報も秘密情報として取り扱うものとします。
4. 契約者及び当社は、相手方から開示された秘密情報を善良なる管理者としての注意義務をもって管理するものとします。
5. 契約者及び当社は、利用契約の遂行のために開示を必要とする最小限の役員及び従業員（当社の再委託先を含む）に対してのみ秘密情報を開示するものとし、当該役員及び従業員に対しては、利用契約の内容を知らせ、利用契約に基づく義務を遵守させるものとします。
6. 契約者及び当社は、相手方の要請を受けた場合又は利用契約が終了した場合、秘密情報を返還又は消去するものとします。

第30条 (当社知的財産の取扱い)

1. 本サービス及び当社の秘密情報に関する一切の権利は当社に帰属するものとし、契約者は、当社の著作権、産業財産権その他の権利を侵害しないものとします。また、契約者が本サービス及び当社秘密情報より発展して発明、考案もしくは意匠の創作（以下「発明等」といいます）または著作物の作成をなした場合は、遅滞なく当社に通知するものとします。かかる発明等について知的財産権は当社に帰属するものとします。
2. 契約者は、本サービスに関する著作権、特許権、商標権、その他一切の知的財産権が当社または原権利者に帰属することを承認し、本利用規約に基づいて認められた範囲内でのみ、かかる知的財産権を使用するものとします。また、当社から契約者に開示される秘密情報に契約者が出願中または保有する特許に関する情報が含まれる場合、契約者は、当社から開示された秘密情報に関し、その有効性及び当社の保有を争ってはならないものとします。

第31条 (個人情報の取扱い)

1. 当社は、本サービス提供のために、当社所定の方法に従って契約者から提供を受けた情報のうち、適用される個人情報保護に関わる諸法規において個人情報とみなされる情報（以下、「個人情報」といいます）については、適用される個人情報の保護に関する諸法規を遵守し、以下に定める目的にのみ利用するものとします。なお、当社が個人情報として取り扱うものは、本項記載の情報のみであり、契約者が蓄積・保存しているファイルその他データや契約者がサービス開始後にサービス利用のために設定したユーザー情報については適用されません。
 - ①本サービスを提供する場合(利用料金などに関する請求・利用申込の審査等を行う場合を含みます)。
 - ②本規約等または本サービスの変更に関する案内をする場合。
 - ③本サービスに関し緊急連絡を要する場合。
 - ④当社が取り扱う各種サービスに関する案内をする場合。
 - ⑤当社がキャンペーン、アンケートを実施する場合。
 - ⑥法令の規定に基づく場合。
 - ⑦その他、当社が利用目的を事前に伝達し、契約者の同意を得た場合。
2. 個人情報の法令による例外
3. その他、個人情報に関する問合せ、請求手続などについては、当社ホームページに掲載されている「個人情報保護方針」に準拠します。(https://workvision.net/privacy.htm)

第32条 (データ等の開示)

クラウドデータセンター上の契約者保有データ等について、法令に基づく強制的な開示要請、又は行政当局若しくは司法当局からの強制的な開示要請を、当社が受けた場合、当社は、契約者の同意なく当該要請にかかる契約者のデータ等を法令で強制される限度で開示できるものとします。この場合、当社らは当該要請にかかる契約者に対して、事前に通知するものとします（事前の通知が困難な場合は、事後速やかに通知するものとします）。

第33条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部または全部を停止し、もしくは利用契約を解除することができるものとします。この場合、契約者は期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。
 - ①第23条各号に定める事由が生じた場合
 - ②当社または第三者に損害を生じさせる恐れのある様態で本サービスを利用した、または、利用しようとした場合
 - ③手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した、または、妨害しようとした場合
 - ④支払停止もしくは支払不能となり、または、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始、もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - ⑤自ら振出し、もしくは引き受けた手形または小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
 - ⑥差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合
 - ⑦租税公課を滞納し、その保全差押を受けた場合
 - ⑧解散または営業停止となった場合
 - ⑨前5号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じた当社が判断した場合
 - ⑩反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明した場合
 - ⑪その他、当社が契約者のサービス利用の継続を適当でないと判断した場合
2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部または全部の提供を停止したこと、もしくは、利用契約を解除したことにより契約者に損害が生じた場合でも一切責任を負わず、利用契約の解除により当社が損害を被った場合、契約者は損害賠償の責任を負うものとします。

第34条（輸出関連法令の遵守）

当社及び契約者は、利用契約の履行に際し、外国為替及び外国貿易法、アメリカ合衆国輸出管理規則等の日本及びアメリカ合衆国等関係国の全ての関連法規を遵守するものとします。

第35条（報告・届出）

1. 契約者は、利用契約の契約期間内において、本サービスについて異常を発見したときは、速やかに当社に対して当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 契約者は、契約者情報変更があったときは、直ちに当社に対し、当社所定の方法で届け出るものとします。
3. 前二項の違反によって生じた通知の不到達、本サービス提供の遅延、その他契約者に生じる不利益について、当社は一切責任を負わないものとします。

第36条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、利用契約成立日において、自ら及びそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でな

くなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者及び当社は、自ら又はそれぞれの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 契約者及び当社は、相手方又はそれぞれの役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、催告を要しないで相手方への通知のみによって利用契約を解除することができる。
4. 前項の場合、利用契約を解除した当事者は、相手方又はその役員に損害が生じても一切の責任を負担しない。また、利用契約を解除された当事者は、相手方に損害が生じたときは、相手方に対してその損害を賠償する。

第37条（譲渡禁止等）

契約者は、当社の書面による事前の承諾なくして、契約者として有する権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡または担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

第38条（残存条項）

理由の如何を問わず利用契約が終了した場合においても、第24条（免責）、第28条（損害賠償）、第29条（秘密保持義務）、第30条（知的財産権の取扱い）、第31条（個人情報の取扱い）、第37条（譲渡禁止等）、本条、及び第39条（準拠法、協議、和解による紛争解決、合意管轄）の各条項は、なお有効に存続するものとします。

第39条（準拠法、協議、和解による紛争解決、合意管轄）

1. 本約款の準拠法は、日本国法とします。
2. 本約款に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとします。
3. 利用契約に関して、契約者と当社間で紛争が生じた場合、紛争手続きをとる前に、紛争解決のための協議を十分に行うものとします。協議での紛争が解決できない場合、次号に定める紛争解決手続きをとろうとする当事者は、相手方に対して紛争解決のための権限を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方が当該通知を受領してから20日以内に、東京都内において、誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとします。
4. 利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

<その他の同意事項>

1. 本サービスは、アマゾン ウェブ サービス (以下「AWS」といいます。) のアジアパシフィック (東京)リージョンを利用しています。
AWS の管理・運用は、当社又は当社の委託先が行います。本約款に同意することにより、契約者はアマゾンが別途定める AWS の仕様に関する規約等 (<https://aws.amazon.com/jp/legal/>) に同意したものと見なします。

附則

第1条 (実施期日)

本約款は、2024年4月1日より実施します。

人事評価シート DX サービス仕様書

1. サービス概要

人事評価シート DX（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社 WorkVision（以下「当社」といいます。）が提供する以下のサービスの総称です。

本サービス仕様書は、本サービスをご利用されるお客様（以下「お客様」といいます。）に対し提供するサービス仕様を定めたものです。

ご提供するサービスの詳細は以下のとおりです。なお、オプション機能である TimeStamp&Report（打刻報告機能）に関しては別紙「TimeStamp&Report サービス仕様書」に記載するものとします。

- ・人事評価シート DX

1.1. 定義

本サービス仕様書に記載されている用語の意義は下記のとおりです。

- ・クラウド：クラウドコンピューティングサービスを指します。
- ・ワークフロー：申請や承認など企業における業務の流れ、及びそれを管理するコンピューティングサービスを指します。
- ・ブラウザ：Google Chrome などインターネット閲覧ソフトウェアを指します。

1.2. 人事評価シート DX サービス概要

本サービスは、社員の目標・自己評価・上司評価のデータを企業の目標管理データベースとして一元管理し、あらかじめ設定したワークフロー情報に基づき電子回付する以下各項のサービスをクラウド環境で提供します。

また、オプション機能となる出退勤打刻、体調管理（体温、気分、症状）、勤務場所、日々の作業予定／実績の記録データを目標管理データベース上に一元管理する打刻報告サービスに関する概要は別紙「打刻報告サービス（人事評価シート DX） サービス仕様書」をご覧ください。

1.2.1. 目標設定・評価サービス

本サービスが保持している複数の設定シート（組織目標、個人目標、相対評価）を、クライアント PC のブラウザから Excel 形式のデータでダウンロードして利用することが可能です。各個人（一般社員・上司）が Excel シートに入力を行った後、ブラウザからアップロードを実行することにより、Excel シート入力情報がクラウド環境の目標管理データベースに登録されます。

個人目標データは設定を行うことにより、クライアント PC のブラウザから直接入力および参照を行うことが可能です。また、被評価者が特定のスマート端末のブラウザから個人目標データを入力、参照することが可能です。

1.2.2. 目標設定・評価の処理状況把握サービス

個人単位の目標進捗状況（本人→一次評価者→二次評価者→最終評価者等）をタイムリーに表示することができます。部門単位での目標設定や上司の評価入力進捗度合いを可視化し、必要に応じてフォローが行えます。

1.2.3. 目標管理データの検索・データ利用サービス

登録、保管されている目標管理データから、必要条件を指定してデータ抽出することができます。抽出したデータを各種ツール等で分析・統計を行うことで、人材育成計画や人員配置に有効な情報となります。

1.2.4. 期・年度の切り替え時の運用サポートサービス

期・年度での組織改正・人事異動に対応した各個人への目標シートの紐づけや、ワークフロールートの設定処理を支援するサービスです。各個人の属性（所属組織・役職等）によって自動設定され、さらに個別修正を行うことも可能です。

1.3. サービス範囲

サービス範囲については、「2. サービス仕様」記載のとおりとします。

2. サービス仕様

本サービスの提供仕様は、以下の各項となります。

2.1. サービスプラン

本サービスのサービス料金は、以下の定めるとおりとします。

①初期費用

本サービスの環境構築及び組織目標または目標管理の1シート設定に要する初期費用は、お客様が申込みフォームにおいて特定するサービスプランに適用される金額とします。

②サービス利用料

お客様が申込みフォームにおいて特定するサービスプランに適用される金額とします。

③オプション利用料

お客様が申込みフォームにおいて特定するサービスプランに適用される金額とします。

2.2. 利用可能な言語

本サービスは、日本語でのみご利用可能です。

2.3. 推奨利用環境

クライアントPC

OS : Microsoft Windows 10, 11、iPhone (最新 OS 含む3世代前のバージョンまで)、iPad (最新 OS 含む3世代前のバージョンまで)

※動作確認端末 : iPhone7 (4.7 インチ)、iPad 第9世代 (10.2 インチ)

ブラウザ : Google Chrome、Safari iPhone 版、Safari iPad 版

※Google Chrome は Microsoft Windows OS のみ対応

表計算ソフト : Microsoft Excel2016、Excel2019 (32bit)

3. サービス提供条件

3.1. 提供エリア

本サービスは、日本の禁輸国（輸出貿易管理令別表第3の2の国と地域）における本サービスのアクセス、もしくは利用、又は日本の輸出管理法令に違反した本サービスのアクセス又は利用を許可しないものとします。

さらに、米国の禁輸国（米国輸出管理規則の下で制裁対象となっている国と地域）における本サービスのアクセスもしくは利用、又は米国の輸出管理法令に違反した本サービスのアクセス又は利用を許可しないものとします。

3.2. サービス提供時間

本サービスのシステムは原則24時間365日稼働しますが、当社はサポートサービス提供時間である、平日9:00~17:00をサービス提供時間と定めます。サービス提供時間外で起きた障害については、当社が緊急と判断した場合を除き、翌営業日以降の対応となります。

土日祝日、当社規定の休日、次項の計画停止、当社事情による緊急停止等の時間帯は、サービス提供時間の範囲ではありません。

3.3. 計画停止

メンテナンス、技術的な改変、アップグレード等のため、本サービスを停止することができるものとします。

計画停止を実施する場合、契約者に対して10日以上前に通知を行います。

当該時間は本サービスをご利用いただけません。なお、障害や緊急のセキュリティ問題等が発生した場合は、通知を行わず停止することがあります。

3.4. 運用前提

3.4.1. 作業・情報取り扱い

当社は、サービス提供に係わる一連の作業を、当社事業所内、又は、当社が別途定めた場所で行います。サービス提供環境を取り扱う当社社員等は、当社管理者の許可を得た者に制限しています。

3.5. 品質確保基準

3.5.1. 品質

本サービスは、当社にて検査を行い、当社の定める品質基準に適合するものです。

3.5.2. サービス稼働率

サービス提供時間内のサービス稼働率は99.0%を目標とします。

当社は、サービス稼働率の継続実施のため商業的に合理的な努力を行いますが、目標サービス稼働率を下回った場合でも、損害賠償その他のいかなる責任も負わないものとします。

3.5.3. 目標復旧時間

サーバーOS等の障害に関しては、当社が障害を検知してから8時間以内に復旧することを目標とします。

※ただし、サービス提供時間内に限ります。

3.5.4. 性能

本サービスの提供はインターネットを経由するため、その特性上、画面表示、ダウンロード、アップロード速度等に対し、特定の性能目標は定めないものとします。

また、本システムはマルチテナント方式を採用したシステムです。複数のお客様が同一システム基盤を利用されるため、応答速度はベストエフォートとなります。

3.5.5. システム監視

24時間365日において、OS・ネットワークの死活監視、リソース監視を10分間隔で実施しています。異常を発見した場合、サービス提供時間内で対応を実施します。

3.5.6. 障害通知

サービス提供時間内の場合、1時間以内に管理者に電子メール、またはシステムのログイン画面のお知らせ欄で通知します。

3.6. セキュリティ・保全

3.6.1. バックアップ

当社は、障害発生時本サービスの復旧に供する為、日次でサービス全体のバックアップを実施し、原則3世代保持しています。

当社が管理するバックアップは、障害復旧以外に使用しません。当社が管理するバックアップは、障害発生による復旧を完全に保証するものではありません。

3.6.2. 通信暗号化

SSL/TLS により暗号化を実施します。

3.7. ログの取得、保存

サービス実行ログ、ログイン/ログアウト等のアクセスログ、その他ログを取得します。保存期間は原則 1 年とします。当該ログは、システムの正常な運用を行うことを目的に利用します。

3.8. 仕様変更管理

当社は、本サービスに係わる改善・不具合対応を、当社の判断により実施するものとします。仕様変更に伴う通知は、約款に基づきます。

3.9. 注意事項・制限事項

3.9.1. ご利用開始後の変更不能事項

初期設定の一部など、ご利用開始後には変更ができなくなる項目があります。詳細は「操作マニュアル」または「運用マニュアル」をご覧ください。変更が必要な場合、新たにご契約を行っていただく場合があります。またその際、データ移行はできません。

3.9.2. 1 社員に対する複数ログイン ID の制限

本サービスでは、1 つの社員（コード）に対し複数のログイン ID を付与することはできません。申請者と承認者が同じ社員（コード）の場合、権限制御が適切に動作しません。

3.9.3. 通信環境

モバイルルーターなど通信の不安定なご利用状況の場合、応答に非常に時間がかかる場合があります。高速・安定した通信環境でのご利用をお勧めします。

4. サポート

本サービスのサポートは、別紙「SaaS アプリケーションサポートサービス仕様書」をご覧ください。

以上

SaaS アプリケーションサポートサービス仕様書

SaaS アプリケーションサポートサービス（以下「本サポートサービス」といいます。）は、株式会社 WorkVision（以下「当社」といいます。）が提供する以下のサポートサービスの総称です。

本サポートサービス仕様書は、本サポートサービスをご利用されるお客様（以下「お客様」といいます。）に対し提供するサポートサービス仕様を定めたものです。

1. サポート対象

本サポートサービスは、下記の SaaS アプリケーションのいずれかにお申込のお客様を対象としたサービスです。

- ・人事評価シートDX
- ・TimeStamp&Report

2. サポートの内容

サポート対象に関する利用契約が締結されている場合に限り、以下の問合せを電子メールにより受け取るものとします。

- ・製品仕様（機能・仕様・制限等）・操作に関する問合せ
- ・当社提供のパッケージ連携に関する問合せ

3. サービス方法

本サポートサービスは、当社サポートセンターを窓口とし、以下の方法でサービスを行います。

- ①本サポートサービスは、原則としてオフサイトサービスのみとします。
- ②本サポートサービスは、お客様のシステム管理者様から「電子メール」による連絡を受けて回答することにより提供します。
- ③提供中の SaaS アプリケーションのメンテナンスが発生する場合、それぞれの約款・サービス仕様書等に定められた条件に基づき、事前にお知らせします。

4. サポート問合せ

お問合せの電子メールをいただいた後、当社サポートセンターより受付メールをお送りします。（受付メールはサポートセンター営業時間内にお送りします）

電子メールは 24 時間受信可能ですが、サポートセンター営業時間外の受付の場合、対応は翌営業日となります。受付メールの送信日を含め 3 営業日以内に一次回答いたします。ただし、ご質問内容によってはお時間をいただく場合がございます。その場合、期間延長をサポートセンターより申し入れさせていただきます。

サポートセンター営業日 月曜日～金曜日（土日祝日、及び弊社休日は除く）

サポートセンター営業時間 9：00～12：00, 13：00～17：00

5. お客様情報の収集

当社は、お客様からの依頼に迅速に対応し、適切な情報収集・調査・回答・問題解決の支援のために、必要に応じてデータのご提供を依頼させて頂く場合があります。これらの情報には、ご利用用途により、個人情報が含まれる場合があります。

その場合、お客様にてあらかじめ不要事項の削除・マスク等の必要な措置を講じるようお願いをいたします。なお、収集した情報は問題を解決する目的にのみ使用します。

・情報セキュリティ方針：<https://workvision.net/isms.htm>

・個人情報保護方針：<https://workvision.net/privacy.htm>

※お問合せの際、画面ハードコピー等の提供をお願いする場合があります。

※状況確認のためにログ採取等を行う場合には接続のご承認をいただきます。

6. 本サービスに含まれない内容

以下のサービスおよび障害に関する対応は、本サービスには含まれません。

- ①インストール、コンサルティング、教育等、お客様のシステム導入および運用をサポートする役務の提供サービス
- ②プログラムのバージョンアップに伴う教育等の役務の提供サービス
- ③ハードウェアの故障に起因する障害
- ④オペレーティングシステム(OS)、ミドルウェアの障害に起因する障害
- ⑤お客様の操作ミスに起因する障害
- ⑥お客様による対象システムに影響を及ぼすプログラムの改変、アドオンソフトウェアの追加、変更に起因する障害
- ⑦お客様のパートナー様、または第三者による、故意に対象システムおよび対象システムで取扱うデータを改ざん、破壊した場合に起因する障害
- ⑧天変地異に起因する障害

※上記の場合、別途ご相談させていただき、有償で対応させていただく場合があります。

7. 問合せの終了

以下の状態になったときは、問合せの終了とします。

- ①質問事項に対して回答を行なった場合
- ②問題が解決した場合
- ③受け入れられる範囲の代替案を提出した場合

- ④偶発的な発生で、その後現象が出ず、様子を見る場合
- ⑤調査に必要な情報が不十分等で、解決に至る調査が不可能な場合

8. 改訂

本サポートサービス仕様書は、予告なく変更する場合があります。

以上